

横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ

認知症対応型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若竹大寿会が運営する横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ（以下「事業所」という）が行う認知症対応型通所介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員、機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員及び介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において、排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等の適切な認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護者等となることの予防又はその軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、他の地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ
- 2 所在地 横浜市神奈川区沢渡56-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

- 2 生活相談員 2名以上（常勤又は非常勤）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、認知症対応型通所介護の業務に従事するとともに、事業所に対する認知症対応型通所介護の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して認知症対応型通所介護計画の作成の補助等を行う。

3 看護職員 1名以上（常勤又は非常勤）

看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、医療的な立場から機能訓練等の指導を行うほか、利用者の家族に対し、介護方法の指導を行う。

4 介護職員 4名以上（常勤又は非常勤）

介護職員は、入浴、排泄、食事等の介護等を行うとともに、施設への送迎を行う。

5 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

※生活相談員又は介護職員又は看護職員のうち1人以上は常勤職員であることが必要

（営業日及び業務時間）

第5条 事業所の営業日及び業務時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日まで及び祝祭日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 業務時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。（ただし送迎時間を除く）

（認知症対応型通所介護の利用定員）

第6条 事業所の認知症対応型通所介護の利用定員は10名とする。

（認知症対応型通所介護の利用料その他の費用の額）

第7条 認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 食事の提供及び教養娯楽費等については、次の額を徴収する。

一 昼食 900円

二 おむつ

パンツタイプ 78円／枚

テープ止めタイプ 90円／枚

尿とりパット 17円／枚

三 その他アクティビティサービスにかかる諸経費については、別途実費相当額を徴収するものとする。

四 通常の事業の実施地域を越えて行う事業等に要した交通費は、徴収しない。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

4 第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（認知症対応型通所介護の内容及び提供方法）

第8条 認知症対応型通所介護等の内容は、次の通りとする。

- 1 日常生活上の世話（生活指導、相談援助等）
- 2 食事の提供

- 3 入浴
- 4 機能訓練（日常動作訓練）
- 5 介護サービス（レクリエーション、移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
- 6 健康状態の確認
- 7 送迎
- 8 介護方法の指導

（事業実施地域）

第9条 通常の事業実施地域については、横浜市神奈川区、西区、保土ヶ谷区・港北区とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 サービス提供にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- 1 事業所は、利用者の健康状態の確認により、血圧・体温等、医師等が指定する値より高い場合は、入浴サービスを提供しないことができる。
- 2 事業所は、飲酒等により他の利用者に迷惑を及ぼす場合は、サービス提供時間中に関わらず途中でサービス提供を中止することができる。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（緊急時等における対応方法）

第12条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

(苦情に対する対応方針)

第 14 条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(事故発生時の対応)

第 15 条 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

- 2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(個人情報の保護)

第 16 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止)

第 17 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携など)

第 18 条 認知症対応型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業者は、前項も報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

- 第 20 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他)

- 第 21 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備する。
- 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
定期研修 年 2 回以上
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等に利用者及び利用者の家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書にて利用者及び家族の同意を得るものとする。
 - 3 従業員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の運営法人との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管する。
 - 5 この規程に定められるものの他、運営に関する重要事項は、横浜市における条例、規則、要綱、運営法人との委託契約書で定める他、適宜協議の上定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、2019 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、2020 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、2024年3月1日から一部改訂施行する。

この規程は、2024年9月1日から一部改訂施行する。

この規程は、2025年4月1日から一部改訂施行する。